小型船舶操縦士免許証の申請に使用する写真

船舶免許の更新・再交付に使用する写真について

関東運輸局では下記の写真は受け付けない取扱です。ご注意ください。

・現有免許と同一の写真で撮影日より６ヶ月を経過した写真。
・顔正面でない写真
・下記サイズと異なる写真
　→縁なしで４．５㎝×３．５㎝のサイズ
・背景のある写真
　→壁紙、壁の突起、大理石の模様等は無背景と認められません。
　　証明用の完全無背景の写真を御願いします。
　→デジタルカメラの写真の場合、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）、インクのにじみなどがみられるものは不適当です。デジタルカメラの写真は認められない可能性が非常に高く、認められない場合は撮り直しになります。
　　なお、写真専用紙以外の用紙は不的確です。
・顔のサイズが下記サイズより小さすぎ、又は大きすぎる写真
・顔の中心部が横にずれている写真

その他、以下の場合受け付けられない場合があります

・頭部頭髪や顔の輪郭と写真のバックがほぼ同色で見分けにくい写真
・色のうすい又は濃い写真や顔に影がある写真、ピンボケや写りが粗い写真
・照明がメガネに反射している写真
・前髪で目元が見えない写真
・色の付いているメガネをかけた写真
・笑っている顔等、平常の表情と著しく異なる写真

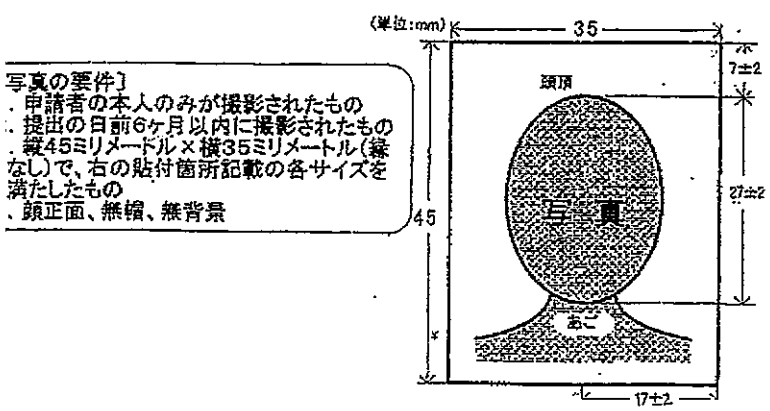

パスポート写真サイズで撮影すると顔の輪郭が左記規定より多少大きいですが、できあがりの船舶免許証に収まる場合は認められる取扱です

顔の大きさは頭頂部からあごまでで髪の結っている場合等、髪の先までは含まれません。

ボックスに入って撮影する写真機をご利用する場合
3.5cmX4.5cmのサイズでは、証明用　と　パスポート用
と2種類有り、証明用で撮影すると顔の大きさが規定より
小さくなりますからパスポート用で撮影してください。